

和歌山県監査公表第15号

令和4年2月17日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月2日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手類使用簿について、次の不適切な事例があったので、再発することのないよう管理体制を見直す等、適正に処理されたい。</p> <p>ア 切手の受払及び残高の記載が誤っていた。</p> <p>イ 受払ごとの検印が行われていなかった。</p> <p>ウ 複数職員による4月1日及び四半期ごとの現物確認が行われていなかった。</p> <p>(2) 消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者印が押印されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) ア、イについては、担当職員が受払及び残高を確認した後、担当課長が同様の確認をした上で検印するように、担当課長及び担当職員に周知徹底した。</p> <p>ウについては、4月1日及び四半期ごとの検印は、必ず、複数職員による現物確認を行った上で行うよう、担当課長及び担当グループリーダーに周知徹底した。</p> <p>(2) 職場研修の中で、納品書への押印が漏れることのないよう、部内職員に周知徹底した。</p>

2 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 検査手数料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 廃棄物不法投棄監視パトロール業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 検査手数料については、納付状況を複数人で確認するとともに、納期限までに納付がない場合には、納期限後20日以内に督促状を発するよう、担当課職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 契約保証金免除申請については、契約実績の契約日及び完了日が、対象期間内となっているかどうかを複数人で確認した上で、適正に処理するよう、担当課職員に周知徹底した。</p>

3 日高振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>職場研修において、不用物品の処分については、法令に基づき適正に行うよう、部内職員に周知徹底した。</p>

4 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 廃川敷地については、令和2年度末で1件が未処理となっている。</p> <p>今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められた</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 王子川の廃川敷地については、利用意向のない土地の管理を強化するため、今年度において9筆に立入禁止措置を行った。</p> <p>また、利用意向のある土地については、希望者と売</p>

<p>い。</p> <p>(2) 現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 収納員が出納員に引き継ぐべき現金を引き継いでいなかった。</p> <p>イ 現金出納簿の払込日と実際の払込日が相違していた。</p> <p>ウ 出納員が、現金払込書と確認・照合せずに現金出納簿に押印していた。</p>	<p>払いの交渉を継続していく。</p> <p>(2) アについては、収納員に対して、人事異動や休暇等で払込日に不在となる場合は、出納員に現金の引き継ぎを行うよう、周知徹底した。</p> <p>イ、ウについては、出納員に対して、現金出納簿の払込日と実際の払込日に相違がないか、現金払込書と確認・照合の上、現金出納簿に押印するよう、周知徹底した。</p>
---	--

5 和歌山県立南部高等学校

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>現金出納簿において、出納員押印欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）に基づき適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県御坊警察署

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>公用車の事故防止のため、これまで以上に各種指導、教養及び運転訓練等を実施するとともに、適正な車両管理に努めている。</p>